

no.	条項	質問	回答案
A1		なぜこの条例が必要なのか。	総合計画に基づく。
A2	第16条	市民はどうしたら良いか。	まず、住みよいまちとは何か、思い描いて下さい。 議会、行政と一緒に皆が幸せを実感できるまちづくりを自発的に担い手となって行って下さい。
B1	第2章	あらゆる活動とは、具体的に何か	あらゆる活動の「あらゆる」を削除、具体的な逐条解説書が必要
B2	第1条	協働のまちづくりとあり、協働の定義にも「住みよいまちづくり」とあるが意味が重複している。	協働の定義の「住みよいまちづくり」を削除、まちづくりの定義を「安心、安全で住みよい地域社会をつくるための活動」にする。
B3	第2条7項8項	市民活動の中に地域活動が入らないのか。	地域活動は町内会に基づく。市民活動は地域を越えた個人が集まる別のもの。
B4	第3条2項	総合的な計画とは具体的に何か。	総合計画のこと。
B5	第7条4項	市長はどうやって「広く市民の意見を聴衆」するのか。	ふれあいミーティング、市長によるワールドカフェ、議員からの報告、メールやHP
B6	第20条2項	最終的取りまとめ(事務局)はどこが担うことになるのか。 市長とは。	基本条例としての表現。推進委員会を定義して、第20条の2項「別に定める」という表現は削除する。
C1	第5条	「責任をもってまちづくりに取り組む」とあるが、「責任」を「努める」という表現はおかしい。「責任をもつ」、「責任を持って取り組む」となるのではないか。	「責任」を「責任感」にする。
C2	第9条	それぞれの町会において、まちづくりが実行されているが、野々市はどのような適切な支援をしてくれるのか。	「適切な支援」の前に、具体的な表現として「情報提供など」と入れる。
C3	第10条	「NPOその他、これに類する団体が」とあるが、なぜNPOだけを取り上げたのか。野々市に事務所のあるNPOは存在するが、野々市市内で活動するNPOは0なので適切ではない。	協働推進指針もNPOを市民活動の最初にあげているので問題はない。
C4	第20条	「基本条例推進委員会(以下「委員会」といいます)を置きます」とあるが、委員会の設置期間は無期限なのか。	第21条に記入されているので熟読して欲しい。
D1	第7条、8条	市長は行政の一部なので、行政と別に役割と責務を定める必要が無いのではないか。	市長は市民から選ばれた代表者である。 第7条4項、第8条で市長の役割と責務は代表者としての部分に限ってはどうか。
D7	第1条	条例は、「協働のまちづくりを推進することを目的とする」とあるが、第18条で条例を推進することが「協働のまちづくりの具体的な実践」となっており、ループしている気がする。	章のタイトル「推進」という言葉を別のものに置き換える
A1	第5条2項	市民活動に関する企業(事業者)の責務はあるか。(従業員が活動に参加しやすいように配慮するなど)	応分の負担から読み取れる。 市民活動企業はどうか。「市民」の広い一員として市民と同様の責任がある。
no.	条項	質問	回答案

A2		市民活動を行う拠点が図書館などに設置されたり、協働コーディネーターが配置される予定はあるか。	応分の負担を求めて、行政からは適切な支援を行う？
A3	第2条	市民の定義を「野々市市に通勤し、又は通学している者」まで広げた意味を教えて欲しい。	まちづくりは、住民だけでなく、昼間の一部だけでも生活する人たちも関わるのが大切。 特に野々市では学生にも考慮した。
A4	第5条3項	「まちづくりに伴う負担を必要に応じて分担します」とあるが具体的にどのようなことか。強制か。	金銭面(税金、分担金、会費、使用料、寄付など)、労力面(時間)
A5	第15条	「条例で定める」とは、具体的な条例名「野々市市個人情報保護条例(平成11年条例第23号)」を明確に記載すべきではないか。	指摘の通り
A6	第1条と前文	具体的な課題は想定されているか。	推進指針にある課題をいくつか取り上げる
A7		推進指針には創造力をなぜ入れていないのか。	協働推進指針の特徴を明確にするため、条例では「協働」を明確にすすめることのみを記載した。協働という言葉を使う事で、自然と自発心、連帯感、創造力の意味が含まれる。
A8		何の協働を目的としているか。	
D2		市民がまちづくり活動に参加しやすくする(時間を確保する)ような内容を盛り込めないか。	協働をルール化することで自発心につながる
D3	第9条、10条	「市民に対しての適切な支援」はどのような支援をどこまでするのか。新たな規則等が必要になるのか。	経済的支援がある。 情報提供、広報、周知、具現化すれば予算措置が想定される。
D4		市民の責務は具体的にどのようなことか	ゴミ拾いやあいさつ、自分でできることは何でも。
D5	第2条6項	市民、議会、行政の役割と責務を「協働」と位置づけているが、実際に「協働」を役割と責務として位置づけたのが「行政」のみで、議会や市長の責務に「協働」を入れなかった意図	
D6		「協働」を個別の章に入れなかった意図はあるか。第5章18条に入れる事もできたのではないか。	市民、議会、行政の各主体で考え、その間にあるものだから。